

木曾広域消防本部消防吏員の貸与品の貸与に関する規程

〔平成 14 年 4 月 1 日
規程第 3 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規程は、木曾広域消防本部消防吏員服制及び被服等貸与規則（平成 14 年規則第 5 号。以下「規則」という。）第 11 条の規定に基づき、貸与品の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与品の指定)

第 2 条 消防吏員（以下「職員」という。）が行う貸与品の指定は次の各号によらなければならない。

- (1) 職員は、会計年度に貸与を希望する品を前年度の 10 月末日までに指定し署長又は分署長（以下「署長等」という。）に提出しなければならない。
- (2) 署長等は、前号により職員の希望をとりまとめ、消防長に提出しなければならない。

(調整等)

第 3 条 署長等は、貸与品集計表により職員の貸与品状況を確認し、職員が希望する貸与品の指定について適切な指導及び調整をしなければならない。

(会計年度における指定品の変更)

第 4 条 合理的な理由により、貸与品の指定を変更しなければ執務に支障を及ぼす場合には、前年度指定した品を当該会計年度における持ち点の範囲内で変更を認める。ただし、その品の購入手続等を既に済ませたときは変更を認めない。

2 職員は、前項の事由が発生した場合は速やかに指定品変更願（様式第 1 号）を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。